

## 投票できる(選挙資格のある)方

平成 30 年 10 月 16 日時点で豊橋市内に住民登録があり、平成 13 年 2 月 4 日以前に生まれた方

※平成 30 年 10 月 17 日以降に県内の市区町村間で住民異動した場合は旧住所地での投票となり、投票所で県内に住所を有する確認が必要です

※平成 30 年 12 月 28 日以降に市内転居の届け出をした方は、旧住所地での投票となります

※県外に住民異動した方は、転出した時点で投票できません

## 点字・代理投票ができます

目が不自由な方、身体の障害などで字が書けない方は「点字投票・代理投票」ができます。投票所で係員に遠慮なくお申し出ください。

## 投票所は「選挙のお知らせ」でご確認ください

投票所への案内図などを記載した「選挙のお知らせ」を、1月17日(休)から世帯ごとにまとめて封筒で送付します。投票の際は、投票者本人の「選挙のお知らせ」を持参すると、受け付けが早く済みます。なお、「選挙のお知らせ」が届いていない場合や、紛失した場合でも選挙資格があれば投票ができます。※投票所では、本人確認のため、住所、氏名、誕生日をお聞きします

## 投票所を変更します

下記の 10 投票区は前回の選挙(衆議院議員総選挙)から投票所を変更します。

投票区	変更前	→ 変更後
牛川	牛川地区体育館	→ 牛川小学校
多米	多米公民館	→ 多米小学校
西郷	西郷小学校	→ 西郷校区市民館
石巻	石巻校区市民館	→ 石巻小学校
牟呂第一	公文公民館	→ 牟呂小学校
幸第一	JA あいち経済連 東三河センター	→ 幸小学校
植田	植田校区市民館	→ 植田小学校
高根	高根小学校	→ 高根校区市民館
豊	豊小学校(教室)	→ 豊小学校(体育館)
岩田第一	岩田小学校(教室)	→ 岩田小学校(体育館)



## 不在者投票をご利用ください

### 遠方にいる方(他市区町村での投票)

長期出張などで豊橋市を離れ、投票のために帰ってくるできない方は、滞在地の市区町村で投票ができます。直接または郵便で投票用紙を豊橋市選挙管理委員会へ請求してください。マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請もできます。請求方法など詳細はホームページをご覧ください。

### 病院や施設にいる方

愛知県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、施設内で投票ができます。指定施設など詳細はホームページをご覧ください。

### 期日前投票する時点で18歳になっていない方

選挙資格を有し、期日前投票する時点で18歳になっていない方は、市役所でのみ不在者投票ができます。

# 2月3日(日)は 愛知県知事 選挙です

初めての選挙!

私も投票します!

投票時間

7:00~20:00

私たちの暮らしをより良くしていくための政治は、私たちが選挙で選んだ地方の長や議員を通じて行われます。私たちの代表としてふさわしい愛知県知事を選ぶ選挙に関心を持ち、自分の大切な一票を投票しましょう。  
問合せ：選挙管理委員会 (☎ 51・2960) 📠 10319



## 投票日当日に行けない方は、期日前投票をしましょう

投票日に仕事などで投票に行けない方は、投票日前に下記の期日前投票所で投票ができます。居住地に関係なく、どこでも投票ができます。

期日前投票所	とき
市役所	1/18(金)~2/2(土) 8:30~20:00
石巻・二川・牟呂地区市民館、 大清水まなび交流館「ミナクル」	1/26(土)~2/2(土) 8:30~20:00
愛知大学	1/28(月) 10:00~17:00
豊橋創造大学	1/31(木) 10:00~17:00

※愛知大学は駐車場がありませんので、公共交通機関などをご利用ください

忘れずに  
投票に行きましょう!

